

いては、5人以上の利用が見込めない場合に実施している巡回支援について、平成23年度からは、利用人数や施設区分（A型施設であっても可。）を問わず、実施可能とすることとしている。

また、平成23年度補助基準額については、利用者数に応じて設定することとしている。

については、管内の実施施設に周知するとともに、事業の実施にあたっては、適切な支援を提供できるようご配慮をいただきたい。（関連資料15（121頁））

なお、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（平成22年法律第71号）が公布されたところであるが、同法第5条の規定により、重症心身障害児（者）通園事業を利用している18歳未満の障害児については、平成24年4月から「児童発達支援」として法定事業に位置付けられることになっている。児童発達支援としての実施基準等や重症心身障害児（者）通園事業を利用している18歳以上の者については、引き続き、一体的に運営できるよう現在検討を行っているところであり、具体的な内容については、後日お示しする。

## **1.6 障害児施設に係る児童福祉法の改正等について**

### **（1）児童福祉施設に入所する児童への子ども手当の支給について**

子ども手当については、雇用均等・児童家庭局において、平成23年度予算案に所要額を計上し、平成23年度分の支給のための所要の法律案（単年度法）を国会に提出しているところである。

法律案では、次代の社会を担う子どもの育ちを支援するため、児童福祉施設に入所している子どもについても、施設の設置者に支給する形で子ども手当を支給することとしている。その際、子ども手当として支給された金額を子どもごとに適切に財産管理をして、子ども手当の趣旨に従って用いる旨、省令に規定される予定である。

については、今後、必要な情報提供をしていくので、各都道府県におかれては、ご留意いただきたい。

### **（2）児童虐待防止のための親権制度の見直しについて**

平成19年の児童虐待防止法改正法附則において、「施行（平成20年4月）後3年以内に、親権に係る制度の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」ものとされた。

民法に関する部分は、法務省の法制審議会「児童虐待防止関連親権制度部会」において、検討が行われ、平成22年12月に要綱案がまとめられ、今後、法制審議会より答申が得られる予定である。

児童福祉法に関する部分は、社会保障審議会児童部会「児童虐待防止のた

めの親権の在り方に関する専門員会」において、検討が行われ、平成23年1月に報告書がまとめられたところである。

報告書においては、「入所中の子どもの福祉のために施設長が行う養育上の措置について、親権者は不当な主張をしてはならない」等とされている。今後、この報告書の内容を踏まえた児童福祉法の改正案を今国会に提出する予定である。

については、法改正等に関する事項について、適宜、情報提供をしていくので、ご承知おきいただきたい。

### **(3) 子ども・子育て新システムに関する検討状況について**

子ども・子育て新システムについては、子ども・子育て新システム検討会議作業グループ（副大臣、政務官級会合）の下に設置された3つのワーキングチームにおいて、具体的な検討が進められているところである。

平成22年12月15日の第7回基本制度ワーキングチームにおいて、障害児に対する支援について議論されたところである。

については、今後、障害児支援等に関する事項等、適宜、必要な情報提供をしていくこととしているので、ご承知おきいただきたい。